

桜井市社会福祉協議会3人乗り自転車貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、乳幼児の健やかな成長を支援するとともに、保護者の経済的負担を軽減するために安全基準を満たした幼児2人乗用自転車（以下「3人乗り自転車」という。）の貸出事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 3人乗り自転車の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する満16歳以上の者
- (2) 申請時に満1歳以上6歳未満の幼児を2人以上養育している者
- (3) 3人乗り自転車の保管場所を確保でき、安全かつ適正に管理ができる者
- (4) 桜井警察署が実施する自転車講習会等を受講済みの者
- (5) 桜井市が実施する3人乗り自転車貸出事業において、現在利用中でないこと。

(貸出期間)

第3条 3人乗り自転車の貸出期間は、利用開始の日から起算して1年以内とする。ただし、幼児のいずれかが満6歳に達することにより、前条第2号の規定を満たさなくなる場合は、当該幼児の誕生日の前日までとする。

(貸出台数)

第4条 貸出しする3人乗り自転車の台数は、1世帯あたり1台とする。ただし、桜井市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(申請手続等)

第5条 3人乗り自転車の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、桜井市社会福祉協議会3人乗り自転車貸出承認申請書（第1号様式）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による申請を受けたときは、貸出しの可否を決定し、桜井市社会福祉協議会3人乗り自転車貸出承認・不承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 申請者数が、桜井市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有する3人乗り自転車の台数を上回る場合は、本会が抽選によって決定する。

(費用負担)

第6条 3人乗り自転車の利用料は、無料とする。

- 2 貸出期間中における通常の使用による摩耗を除き、自転車のフレーム、ハンドル、スポーク、リム、チャイルドシート等の変形及び破損、パンクの修理、虫ゴムの交換等に要する修繕費については、前条第2項の規定により貸出しの決定を受けた者（以下「利用者」という。）の故意又は過失に関わらず、利用者の負担とする。通常使用による摩耗とは、タイヤ、チューブ、ブレーキ用ゴム及びパットなどの消耗とする。

(貸出期間の変更等)

第7条 利用者は、第3条の貸出期間を超えない範囲において3人乗り自転車の貸出期間の変更を希望するときは、桜井市社会福祉協議会3人乗り自転車貸出期間変更承認申請書（第3号様式）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による貸出期間の変更の申請があったときは、その内容を審査し、貸出期間の変更の可否を決定し、桜井市社会福祉協議会3人乗り自転車貸出期間変更承認・不承認決定通知書（第4号様式）により利用者に通知するものとする。

(記載事項変更の届出)

第8条 利用者は、第5条の貸出申請書に記載した住所又は連絡先等記載事項の変更があったときは、速やかに桜井市社会福祉協議会3人乗り自転車貸出承認内容変更届出書(第5号様式)を会長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守し、桜井市社会福祉協議会3人乗り自転車貸出誓約書(第6号様式)を会長に提出しなければならない。

- (1) 自転車及びチャイルドシートの取扱いや安全基準を守ること。
- (2) 自転車に同乗する幼児に必ず幼児用ヘルメットを着帽させ安全を確保すること。
- (3) 自転車を定期的に点検し、異常又は故障がないよう努めること。
- (4) 自転車の改造、譲渡、転貸等を行わないこと。
- (5) 3人乗り自転車の盗難の防止に努め適正に管理すること。
- (6) 利用者は、申請時に届けた運転者に、安全運転講習会等の内容を伝えた上で運転させること。
- (7) 利用者は、本会が指定する自転車店で、自転車の点検、整備及び修理を受け、財団法人日本交通管理技術協会が運営する第二種点検整備済TSマーク(以下「TSマーク」という。)を取得すること。

(貸出しの取消し)

第10条 会長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、3人乗り自転車の貸出の承認を取消すものとする。

- (1) 前条各号に掲げる事項を遵守しないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により貸出しを受けたことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長の指示に従わないとき。

2 前項による承認の取消しは、桜井市社会福祉協議会3人乗り自転車貸出取消通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(返却)

第11条 利用者は、3人乗り自転車の貸出期間が満了したとき、承認が取り消されたとき又は貸出しが不要となったときは、当該3人乗り貸出自転車に桜井市社会福祉協議会3人乗り自転車返却申出書(第8号様式)を添えて、速やかに会長に返却しなければならない。

(故障の措置等)

第12条 利用者は、貸出期間中に貸出しを受けた3人乗り自転車が、使用に支障をきたす大きな異常又は故障を発見したときは、直ちに利用を中止し、会長に報告するものとする。

(事故の措置等)

第13条 利用者は、貸出期間内に貸出しを受けた3人乗り自転車に係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず警察署に届ける等の法令上の処置をとるとともに次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 直ちに事故の状況を会長に報告し、会長の指示に従うこと。
- (2) 当該事故に関し、会長が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
- (3) 当該事故による会長が貸し出した3人乗り自転車の修理については、会長の指示に従うこと。

(盗難の措置等)

第14条 利用者は、貸出しを受けた3人乗り自転車の盗難が発生したとき又はその他被害を受けたときは、次に定めるところにより処理するものとする。

(1) 直ちに警察署に通報し、盗難届受理証明を交付してもらうこと。

(2) 直ちに被害状況を本会に報告し、会長の指示に従うこと。

(3) 盗難その他の被害に関し、会長が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく会長に提出すること。

(4) 盗難その他の被害に関し、利用者の過失の有無に関わらず、利用者がその損害の全てを賠償する責任を負うものとする。

(保険の適用等)

第15条 利用者が貸出しを受けた3人乗り自転車の使用中の事故により第三者に損害を与えた場合は、利用者が損害の賠償をするものとする。この場合において、当該貸出自転車に係る損害賠償保険(TSマーク付帯保険)の適用による保険金を第三者に賠償すべき額に充当するものとし、利用者は、当該保険金額を超える損害額の部分について負担するものとする。

(鍵の紛失等)

第16条 利用者は、貸出しを受けた3人乗り自転車の鍵を紛失し、又は破損した場合は、直ちに会長へ連絡し、交換料を負担するものとする。

(更新)

第17条 貸出期間の終了後においても引き続き第2条に掲げる要件を備えている者は、貸出期間の更新ができるものとする。

2 前項の規定による更新を受けようとする者は、桜井市社会福祉協議会3人乗り自転車貸出期間更新承認申請書(第9号様式)により、貸出期間の終了する月の前月末日までに、会長に提出しなければならない。

3 会長は、前項の規定による申請を受けたときは、貸出期間更新の可否を決定し、桜井市社会福祉協議会3人乗り自転車貸出期間更新承認・不承認通知書(第10号様式)により申請者に通知するものとする。

4 利用者が3人乗り自転車を利用できる期間は3年を限度とする。初回に更新する場合の貸出期間を1年とするが、その時点で更に更新する場合は残り1年が更新期間となる。

(委託)

第18条 会長は、3人乗り自転車の運搬、点検、整備等に関する業務を委託することができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の施行に伴い、桜井市社会福祉協議会3人乗り自転車貸出事業を行うための手続きその他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。